

平成 30 年 10 月 30 日

渋谷区長 長谷部 健 殿

立憲民主党渋谷

幹事長 吉田 佳代子

副幹事長 治田 学

平成 31 年度渋谷区予算編成に対する要望書

日頃の区政運営へのご努力に敬意を表します。

渋谷区の平成31年度当初予算編成にあたり、私たち立憲民主党渋谷は、区内各界各層から寄せられた声を集約し、下記の通り要望事項をまとめました。

多様化する区民ニーズに的確にこたえるとともに、区民生活に配慮した予算編成を行われるよう要望いたします。

【経営企画部関係】

1. 公共施設等総合管理計画を基本とし、必要な施設の更新、大規模改修の計画策定にあたっては、地域の声を聴く機会を設けることともに、速やかにそのスケジュールを公表すること。
2. 各事業についての評価制度とその達成度について区民が把握できるよう努めること。
3. ネーミングライツや広告掲載等の財源確保策をさらに進めること。
4. 区民の利便性と公開性と高めるため、各種事業の説明会等の動画配信を促進すること。
5. 区ニュースについては、区民の声を聴く機会を設け、レイアウト等、読みやすい紙面になるよう常に改善に努めること。
6. マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いについては慎重を期するとともに、引き続き職員の情報モラル向上に努めること。
7. S-SAP については、渋谷区と協力事業者、学校法人双方に有益なものであると考えるが、その他の事業などにおいて適切な関係が保たれるよう努めること。
8. データ分析についてはビックデータの活用など、大学や企業とも連携し、より一層の強化を図ること。

【総務部】

1. 職員数については住民サービスの低下につながらないように配慮するとともに、有為な人材を確保するために、多様な採用方法を活用すること
2. 区内在住職員の増員に努めること。
3. 企業との人事交流を積極的に進めること。
4. 区の障害者雇用を3%に近付くように努力すること。外郭団体についても法定率以上の障害者雇用が進むよう努めること。
5. 職員の健康増進、特にメンタルヘルス対策についてさらに取り組みを図ること。
6. 新庁舎における障害者作業所の弁当および物品の販売エリアの充実を図ること。
7. 新庁舎全面禁煙による周辺での路上喫煙が発生しないよう、対策を講じること。
8. 新庁舎には喫煙所が設置されないため、来庁者に対して喫煙できる場所の案内をすること。
9. 公契約条例については、引き続き事業者、労働者への周知に努めるとともに、台帳の様式を実効性のあるものに変えるなど積極的に環境改善に努めること。
10. 労働報酬審議会については公契約条例の制度や現場の調査等についても議論することを検討すること。
11. 公文書の電子化とオンラインでの公開を進めること。また文書保存期間を長期化すること。
12. 情報公開手数料を引き下げること。
13. 寄付については、区内の事業者に協力を得て、文化、芸術関連チケットなど渋谷区独自の返礼品を検討すること。
14. 庁舎の案内などにロボットを導入し、ロボット運営ノウハウを蓄積すること。
15. 男女平等・多様性社会推進条例に基づいた取り組みをさらに進めること。アイリスにおいて情報収集・情報提供機能の充実を図り、ホームページ等で公開すること。
16. ヘイトスピーチ禁止についての周知・啓発を進め、区内での発生を防ぐよう全庁的に取り組むこと。

【財務部】

1. 学校施設についてトイレの洋式化を引き続きすすめること。また、計画された多目的トイレの整備についても順次進めること。
2. 大阪北部地震を受けての緊急点検によって危険性があると判断された区有施設の塀で、対応がなされていないものについては、早急に対策を講じること。
3. 熱中症対策として学校体育館をクーラー設置すること。
4. 災害時に備え学校施設における非常用電源設備の設置を進めること。
5. 各学校施設の老朽化の度合いを調査し、順次大規模改修、建て替えを行うこと

6. 複合施設における多目的室などの防音のあり方を見直し、対策を講じること。
7. 購入する国有地、都有地については地域の意見を十分に聞き、地域の活性化に資すると利用を検討すること。

【危機管理対策部関係】

1. 防災フェスについては引き続き参加者の増加に努めること。また、防災フェスの参加者を総合防災訓練や地域の防災訓練の参加につなげるよう更なる工夫をすること。
2. 帰宅困難者対策については来街者への啓発らに強化するとともに、受け入れ施設を増やし、協力体制を充実させること。
3. 各避難所運営委員会と連携し、ペット同行避難の実質的な受入れ体制を構築するとともに、災害時のペットの対応についてより一層の啓発に努めること。
4. 乳幼児、視覚・聴覚障害者等災害弱者及びジェンダー等多様性に配慮した備蓄・避難所運営体制構築を進めること。
5. 二次避難所を含めた、各避難所における避難所立ち上げ訓練の充実に努めること。
6. 避難所や拠点備蓄倉庫の備蓄品をスムーズに搬出できるよう工夫すること。また、拠点備蓄倉庫から各避難所等への移送についても様々な条件を考慮し、その方法を検討すること。
7. 消防団や地域の自主防災組織に若年層の加入促進のために、大学や事業者と連携するなど環境整備をすすめること。
8. 自主防災組織育成経費については、各自主防災組織の基礎となる町会の地域住民及び面積、町会エリアの状況を鑑み、適正な補助を行うこと。
9. 防災行政無線については、難聴取エリアをなくすよう調整を図ること。
10. 区民防災マニュアルの改定版を配布すること。
11. 貸与する自動通話録音機数の増等、区内における振込み詐欺に更なる対策を講じること。
12. 区民の安全を確保のため、安心安全メールの情報については、警察と連携し、積極的に発信するよう改善を図ること。
13. 防犯カメラの設置については、区民の声を聴き、引き続き通学路への適正な設置を行うこと。

【選挙管理委員会関係】

1. 投票者への利便性を考慮するとともに昨今の選挙の動向を踏まえ、期日前投票所の増設を検討すること。
2. 18歳を中心に、選挙権について身近に考えることのできるイベントを行うなど、若年者の選挙啓発に力を入れること。

3. ポスター掲示場を抜本的に再構築し、駅前等認知されやすい場所に掲示すること。
4. 投票済み証のデザインを見直し、積極的な活用を図ること。

【区民部】

1. おとなりサンデーについてはその目的を踏まえ、町会、商店会などの声を聴き進めること。
2. 老朽化した区民会館の建て替えを促進すること。
3. 特別区民税、国民健康保険料については、口座振替による徴収を広げるなど収入未済額の削減に努めること。
4. 出張所については配置など全区的な体制とともに、相談機能の充実など区民の利便性を向上させるよう見直しを行うこと。
5. 区民会館、地域交流センターなど集会施設利用のインターネットによる予約システムを導入すること。
6. 地域交流センターについては、区民会館と同様に、不特定多数参加の会合、イベント、勉強会等に利用できるよう要件の緩和を検討すること。
7. 河津さくらの里・しぶやについては、稼働率と運営費、維持管理費等などに課題があり、今後の在り方を検討すること。

【都市整備部】

1. 渋谷駅東口再開発により整備されるロータリーについては、安全確保の観点からバスとタクシーの分離をはかること。
2. 空家対策を進めるため、危険空き家対策の更なる対策を検討すること。
3. 老朽化したマンションの建て替えを支援する取り組みを促進すること。
4. 住宅の断熱効果向上など消費エネルギー削減対策を促進すること。
5. カラスの被害や、タヌキ、ハクビシンなどによる空家への被害など、鳥獣に関する問題について保健所と連携し対策を進めること。
6. 住宅簡易改修事業については、高齢者世帯の利用が多いことに鑑み、より利用しやすい制度を検討すること。
7. 通学路などにある老朽化した塀の安全確保に努めること。また補助制度の周知と拡充に努めること。
8. まちづくりマスタープランについては、方向性が担保されるよう区民、事業者への周知をおこなうこと。

【土木部】

1. 自転車・自動二輪車駐車場、荷捌きスペースの確保を引き続き進めること。
2. 自転車・自動二輪車駐車場については料金体系の検討を行うこと。
3. 各自転車駐輪場の利用状況を把握し、増設に努めること
4. 国・東京都と連携し、自転車走行環境の整備を進めること。
5. 多くの方が参加できるスケアード・ストレート方式の交通安全教室開催を検討するなど、自転車通行における区民へのルールの徹底とモラルの向上に努めること。
6. 幼児・小中学生の自転車乗車時のヘルメット着用を促進すること。
7. 電線の地中化が可能な区道路線を選定し、計画的な推進を図ること。
8. 常設プレーパークの拡大を図ること。
9. 公園遊具の充実を図ること。また、公園清掃が円滑に行えるよう水道の見直しを検討すること。
10. 新宮下公園整備事業については公共性を担保すること。
11. 水害対策は、最新の気象データを活用し、ハザードマップは適宜、更新を行うこと。
12. 豪雨などの際、誰もが利用できる土嚢ステーションを拡充し、設置場所や利用方法の周知に努めること。また、冬場の路面凍結における塩化カルシウムの配布および配備についても円滑に行われるよう努めること。
13. コミュニティサイクルについてはネット上から配備されている自転車の充電状況が把握できない等の問題がある。より利用しやすい環境を整備すること。
14. コミュニティバスについては、高齢者の足となるよう増便も含め検討すること。

【環境政策部】

1. 羽田空港の増便については、引き続き区民への周知を進めること。
2. フードドライブ、お中元、お歳暮の時期など開催時期を増加し、増設も検討すること。
3. ハロウィンについては時間規制やごみの対応など、スポンサーをつのりイベントとして管理できる体制を検討すること。

【こども家庭部】

1. 病児保育施設の増設を図ること。
2. 子ども医療費助成については一定の自己負担導入を検討するとともに、対象を高校生まで拡大すること。
3. 「渋谷区こどもテーブル 100 か所プロジェクト」を実現するための場所探しや貸し出し、また、提供食品の情報についての支援を行うこと。

4. ひとり親家庭の支援のニーズを把握し、体制を整備すること。
5. 待機児童の解消にあたっては、保育予約制度の導入も検討すること。
6. 保育士に対する処遇改善の取り組みは一定の効果を上げているが、有資格者の中途退職も続いていることから対策を講じること。
7. 保育料軽減については、低所得者への軽減措置の継続を図るほか、見直しをする場合には学期の待機児童解消に資するための総合的な取り組みの一環と位置づけ説明を徹底すること。
8. 保育サービスに関し「質」の向上のため研修が受けやすい支援を行うこと。
9. 民間事業者による保育施設整備にあたっては、地域説明に区も責任を果たすこと。
10. 通告ガイドラインの策定など、児童虐待の早期発見と対応の充実に努めること。
11. 国際結婚家庭、海外からの帰国者など、多様な生活文化に直面している子供たちの支援のため、保護者や職員向けのセミナーを定期的に開催すること。
12. 家族のアトリエ、代官山ティーンズクリエイティブの講座、ワークショップ等の回数・募集人数を増加すること。
13. 家族のアトリエ、代官山ティーンズクリエイティブでの人気講座について、区内全域で受けられるよう拡充を検討すること。
14. 都市整備部とも連携し、区内児童養護施設退所者への住宅支援を検討すること。

【教育振興部】

1. 不登校の早期対応を行うこと。学校と教育委員会が早期から緊密に連携するような仕組みを講ずること。
2. 開始予定の低所得者向け塾代支援が継続され、希望者に幅広く支給されるような仕組みを講ずること。
3. 教員の勤務時間管理を客観的に把握・集計するため、ICTの活用したシステムを構築すること。
4. 職員の負担軽減のため、国が制度化した部活動指導員の活用を進めること。
5. 職場体験については、こどもが就きたい仕事ランキングなども参考にしながら幅広い職種に協力要請を行うこと。
6. 学校から家庭への日常の連絡について、タブレットや電子メール等を活用する仕組みを構築すること。
7. 医療的ケアの必要な児童生徒への対応を弾力化すること。早期に相談に応じ、できる限り配慮・対応に努めること。
8. 障がい児の介助員、特別支援学習指導員については、継続的な雇用の保障と人員確保に努めること。
9. 予防接種などの健康指導について機会をとらえて啓発すること。特に予防接種については、定期

接種のものを未接種分も含め確実に接種するよう指導すること。

10. 学校図書室の ICT 化を図ること。図書購入費を増額すること。特に地理や科学など知識に関わるものについては常に最新を保つようにすること。
11. 学校給食を無償化すること。
12. 戦争体験者の話を聞く機会をつくるなど、平和教育の推進に取り組むこと。
13. 人種、民族、国籍、障害、LGBT、など多様な違いにおける人権について深く学ぶ教育をより一層進めること。

【生涯学習・スポーツ振興部】

1. こども科学センターの講座・ワークショップ等の募集にあたっては、電話申し込みを改め、オンラインでの募集・抽選の仕組みを整えること。また、募集人数・実施回数を増加すること。
2. 郷土資料館、図書館等において渋谷が舞台となっている創作物(書籍、電子媒体問わず)収集すること。
3. 図書館の図書購入予算を充実する他、試行運用中の電子書籍についても貸し出し動向などを調査気本格導入を実施すること。
4. 図書館での地域資料の収集に努めること。
5. 社会教育館については会議室シェアサービスの活用補助などを検討すること。
6. 夏季プール開放は、授業時数も少なくまた天候で中止になりやすい水泳授業の実状に鑑み、原則全校で実施できるようにすること。
7. 学校施設における熱中症を防止する仕組みづくりに取り組むこと。
8. 仕掛け絵本など、こどもの想像力を養う図書の充実に図ること。
9. スポーツセンターの講座、時間帯などニーズを把握し充実を図ること。

【福祉部】

(社会福祉)

1. 福祉サービス利用者権利保護委員会の審査にあたっては、申立者本人が意見を述べる機会を保障すること。
2. 医療機関が負担している生活保護受給者の要否意見書提出等の医師の負担軽減のため
3. 郵送代等は区で負担すること。
4. 民生委員の手当てについては増額を検討し、保険の充実を図ること

(高齢者福祉)

5. 初台・千駄ヶ谷敬老館は、年次計画を立て順次建て替えを行うこと。
6. 食事券事業と配食サービスを分離した事業に変更すること。

7. 高齢者のグループホーム、軽費老人ホームの整備を順次進めること。
8. 介護労働者の資格取得に関する支援や離職防止のための処遇改善・福利厚生面の支援を進めること。
9. デイサービスのプログラムの多様化に向けて事業者の支援に努めること。
10. 成年後見制度については、社会福祉協議会が実施している渋谷区成年後見支援センターの他に行政書士会等専門機関が行っている団体についても紹介を行い、相談できる機関の選択肢を広げること。
11. 低所得介護保険利用者の負担軽減を拡充すること。
12. 福祉関係の人手不足解消のために高齢者の資格取得支援を行うこと。

(障がい者福祉)

13. 既存の福祉サービスを利用できない重度の知的障がい者(児)のための生活介護施設を整備すること。
14. 身体障がい者・失語症・中途障がい者のための機能回復訓練のための施策を講じること。
15. 障がい者の在宅サービス(ホームヘルプなど)のさらなる充実に努めること。
16. 移動支援事業については、ガイドヘルパー講座の回数を増やすとともに仕事につながるような支援を行うこと。
17. 心身障がい者に対する補装具の給付、住宅改造資金の支給を強化すること。
18. 中学校卒業後の活動支援の強化を図ること。
19. 送迎体制など緊急一時保護事業の強化を図ること。
20. 聴覚障がい者に対応した火災報知機を配布すること。
21. 聴覚障がい者に対する手話のできるホームヘルパーの育成に努めること。
22. 聴覚障がい者へのコミュニティー支援事業は利用者負担無料を継続すること。
23. 区の障がい者雇用を促進するとともに就労対策の強化を図ること。
24. 障がい当事者や介護者の視点を生かした街づくりを推進すること。
25. リフト付きタクシー・ケアタクシーについては区内の個人事業者の参入を促進すること。
26. 福祉作業所が法のもと安定した経営ができるように努めること。
27. 特別支援学校児童の放課後クラブ支援員については十分な態勢確保に努めること。
28. 震災発生時の障がい者の安全確保のため、障害者に必要な備蓄品や情報インフラ整備について支援に努めること。
29. 障がい者と家族への日中一時支援など放課後の支援策を充実させること
30. 視覚障がい者の病院内同行援護(ガイドヘルプ)を自宅から病院への支援だけでなく治療時間を含め帰宅するまで支援を拡充すること。(厚労省では病院までとなっているが現場では運用で病院

の中の付き添いも行っている)

31. はあとぴあ原宿の日中一時支援時間の延長と定員の拡大を行うこと。
32. 就学時における配慮の必要な子どもについて、施設と学校、教育センターの情報共有を図ること。
33. 補助犬についての啓発のより一層の推進と区内事業者へのステッカー配布等を行うこと。

【健康推進部】

(地域保健)

1. 5歳児検診の導入を検討すること。
2. 女性特有のがん検診については、あらゆる機会を見つけ受診率向上を図ること。
3. 女性の健診項目に骨密度測定を導入すること。
4. 効果的なネズミ対策を講じること。飲食店などネズミ発生の原因となる可能性のある事業者に対し発生率の調査を行い、抜本的な対策を研究すること。
5. 癌対策については、癌を発症した方への支援体制を構築すること(ウィッグ助成など)

(精神保健)

6. 精神障がい者施設(グループホーム、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の充実を行うこと。
7. 精神障がい者対策の充実を行うこと(作業場運営費補助基準の柔軟な対応を含む交通費・家族活動への支援・相談業務・事務手続きの一本化など)。
8. 製品販売に取り組む福祉施設に対しては十分な家賃助成やスペースの確保などの支援を行うこと。又、家賃補助を支給している施設については、消費税などの値上げに対し助成を拡充すること。

(感染症予防)

9. 接種率の向上に向けて定期接種・任意接種を問わず接種漏れ者への対策など対象者への広報を充実させること。
10. 緊急風疹(MR)については風疹抗体価が低い人に限定せず希望する対象区民全員を対象にすること。
11. MRについては第2期の接種率向上へ向け、未接種者への再勧奨・再々勧奨や地域医師会等・学校・幼稚園・保育園と協同した啓発活動を行うこと。
12. B型肝炎ワクチンの対象者の拡大を行うこと。(15歳まで)
13. 子ども家庭部と連携をし、生まれた時から生涯にわたって、自分がどのようなワクチン接種を行ってきたかの履歴がわかるものを作成すること。

(生活衛生)

14. 狂犬病予防注射の実施率向上に取り組みこと。

15. 猫カフェやフクロウカフェなど動物がかかわる事業分野の衛生・環境の指導につとめること。
16. 震災発生時のペットへの対応について、他県との支援体制を含めた対応を構築すること。
17. 民泊については、専門事業者などを活用して違法・脱法民泊の早期解決を図ること。
18. 殺処分ゼロに向けた東京都の取り組みを応援するため譲渡会など場所の提供や広報を積極的に行うこと。